

北上市告示甲第62号

北上市公共交通 I C T 化推進事業費補助金交付要綱（令和 4 年北上市告示甲第21号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 29 日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、公共交通の利便性の向上及び利用促進を図るため、公共交通事業者がバスロケーションシステムを導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2 この告示において、<u>バスロケーションシステムとは、GPS（全地球測位システム）等を用いてバスの位置情報を収集し、バスの接近、通過その他の運行情報をバス利用者の使用に係るスマートフォン、パソコンその他の電子機器に通知することにより、バス利用者に提供するシステムをいう。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、公共交通の利便性の向上及び利用促進を図るため、公共交通事業者がバスロケーションシステム又は<u>交通系 I C カードシステム</u>を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>バスロケーションシステム GPS（全地球測位システム）等を用いてバスの位置情報を収集し、バスの接近、通過その他の運行情報をバス利用者の使用に係るスマートフォン、パソコンその他の電子機器に通知することにより、</u></p>

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）  
）は、市内で乗降ができる路線で使用するバスロケーション  
システムの導入に要する経費のうち、次に掲げるものとする

(1) GPS 車載器等の購入費

(2) 端末設置費

(3) ソフトウェア開発費

(4) ネットワーク回線工事費

(5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額（その  
額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額  
）とする。ただし、同一の補助対象経費について、国、県又  
は他の市町村から補助金の交付があるときは、当該補助金と  
の合計額が補助対象経費を上回らない額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6 [略]

(補助金の交付決定)

バス利用者に提供するシステムをいう。

(2) 交通系ICカードシステム 集積回路を組み込み、交通  
機関において利用できる乗車券及び電子マネーの機能を付  
加したカード及び当該カードを利用するシステムをいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）  
）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、同一の  
補助対象経費について、国、県又は他の市町村から補助金の  
交付があるときは、当該補助金との合計額が補助対象経費を  
上回らない額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5 [略]

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市公共交通ICT化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときはその旨を、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8 [略]

（補助金の取消し等）

第9 [略]

（処分の制限）

第10 [略]

（事業実施期間）

第11 [略]

（補則）

第12 [略]

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市公共交通ICT化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときはその旨を、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7 [略]

（補助金の取消し等）

第8 [略]

（処分の制限）

第9 [略]

（事業実施期間）

第10 [略]

（補則）

第11 [略]

別表（第4関係）

<u>補助対象経費</u>	<u>補助金の額</u>
<u>市内で乗降ができる路線で使用するバスロケーションシステムの導入に要する次の経費</u>	<u>補助対象経費の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</u>
<u>(1) GPS車載器等の購入費</u>	
<u>(2) 端末設置費</u>	
<u>(3) ソフトウェア開発費</u>	

様式第 1 号 (第 6 関係)

[略]

北上市公共交通 ICT 化推進事業費補助金を受けたいので、北上市公共交通 ICT 化推進事業費補助金交付要綱第 6 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

[略]

様式第 2 号 (第 7 関係)

[略]

年 月 日付けで申請のあった北上市公共交通 ICT 化推進事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、北上市公共交通 ICT 化推進事業費補助金交付要綱第 7 の規定により通知します。

[略]

様式第 3 号 (第 8 関係)

[略]

(4) ネットワーク回線工事費

(5) その他市長が必要と認める経費

市内を運行する路線で使用する  
全国相互利用可能な交通系 IC  
カードシステムの導入に要する  
経費

補助対象経費の 6 分の 1 以  
内の額 (その額に 1,000 円  
未満の端数があるときは、  
これを切り捨てた額)

様式第 1 号 (第 5 関係)

[略]

北上市公共交通 ICT 化推進事業費補助金を受けたいので、北上市公共交通 ICT 化推進事業費補助金交付要綱第 5 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

[略]

様式第 2 号 (第 6 関係)

[略]

年 月 日付けで申請のあった北上市公共交通 ICT 化推進事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、北上市公共交通 ICT 化推進事業費補助金交付要綱第 6 の規定により通知します。

[略]

様式第 3 号 (第 7 関係)

[略]

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった北上市公共交通 I C T 化推進事業費補助金について、北上市公共交通 I C T 化推進事業費補助金交付要綱第 8の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった北上市公共交通 I C T 化推進事業費補助金について、北上市公共交通 I C T 化推進事業費補助金交付要綱第 7の規定により、次のとおり請求します。

備考 改正部分は、下線の部分である。